

第 8 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成26年6月18日 15時06分～15時53分

2 場所 教育庁第1・第2会議室

3 出席者

委員	宮城 委員 (委員長)	(欠席委員) 富川委員
	富川 委員	
	泉川 委員	
石嶺 委員		
照屋 委員		
諸見里 委員 (教育長)		
教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事 (2名)
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課副参事兼資料編集班班長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課教育企画監、同課総務班班長、同班主査、同班主事、同課教育企画班主任指導主事、同班主幹 学校人事課小中学校人事管理監 県立学校教育課特別支援教育監、同課特別支援教育班主任指導主事義務教育課副参事、同課義務教育指導班指導主事
4 傍聴した者		
記者3人 / その他1人		

平成26年第8回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:00）

委員長	ただいまから平成26年第8回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてはお配りした日程案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、平成26年第7回会議録の承認を行います。会議録署名人は富川委員にお願いしていましたが、本日は所用により欠席されていますので、泉川委員にお願いいたします。
泉川委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、石嶺委員にお願いします。
石嶺委員	はい。了解しました。
委員長	次に、報告事項に入ります。 報告事項1「青少年の深夜はいかい防止県民集会」開催結果報告について、義務教育課から報告をお願いします。
義務教育課長	（報告事項1の説明） ・「青少年の深夜はいかい防止県民集会」開催結果報告
委員長	去年に比べて補導された青少年の数が増加しています。私も「青少年の深夜はいかい防止県民集会」に参加しましたが、補導される子ども達の居場所、行き場所を作ることが必要だと感じました。夜遅くまで集まったり、外に出歩くということには原因があるはずです。 それでは、御質疑ございますか。
照屋委員	私も参加させていただきました。 今回特別支援学校PTA協議会も参加団体に入れていただきましたが、特別支援学校においても、自力で通学できる自立している子ども居場所がなく、はいかいしたりして事件や事故に巻き込まれるケースが出てきていますので、特別支援学校の生徒も青少年の深夜はいかい防止運動に参加させてもらい、みんなの目で守っていきたいと思います。
委員長	教育長のほうから、PRが足りなかったのではないかというご指摘がありました。マスコミに声をかけていなかったのか、来なかったのかは分かりませんが、教育委員会だけでなく、知事部局、県議会、公安委員会、県警等と

	<p>連携したものですので、広くPRしていくべきものではないかと思ひます。小学校、中学校、高校それぞれ代表の子ども達がスピーチを行ってましたので、その声を新聞等をとおして周知できたらよかつたのではないかと思ひます。力強いスピーチでした。</p> <p>報告事項についてはよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日は議案が4件となっておりますが、議案第4号は人事案件となっておりますので、非公開としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第1号「平成25年度沖縄県教育委員会の点検・評価について」総務課から説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・「平成25年度沖縄県教育委員会の点検・評価について」</p>
委員長	<p>学識経験者の方々と意見交換会を2回行い、かなり改善されたと思ひます。それでは、ご質疑ございますか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>意見交換会の場で、委員の方々から様々なご意見がありましたが、来年以降に反映させるものがありますか。</p>
総務課長	予算への反映を含めて取り組んでいきたいと考えております。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第2号「沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」県立学校教育課から説明をお願いします。</p>
県立学校教育課長	<p>(議案第2号の説明)</p> <p>・「沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」</p>
委員長	それでは、御質疑ございますか。
照屋委員	<p>分教室を受けいれて下さった南城市には本当に感謝したいと思ひます。</p> <p>南城市の他にも、ニーズの高い那覇市においては、那覇市から他の市町村に300人余りの幼児児童生徒が1時間半もかけて、スクールバスや保護者の</p>

	<p>送迎で通っています。そういったニーズの高い市町村にも、ぜひ分教室の話を勧めて調整していただけたら良いと思います。</p> <p>地域の子どもは地域で育てると設置目的にありますように、必要な市町村において、居住地の身近なところで学校に通うことができるようになれば良いと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
石嶺委員	<p>分教室の子ども達と小学校の子ども達が、自然な形で交流ができるようにしっかりと作り上げていただきたい。</p> <p>そのために、分教室の先生方と小学校の先生方が努力をしていただくよう、ぜひお願いしたいと思います。</p>
泉川委員	<p>私もインクルーシブ教育を推進する県の方向性に対して、南城市が応えていただいていることに敬意を表します。これに合わせて他の自治体も積極的に進めていただきたいと思います。</p> <p>高等特別支援学校等の南風原高校分教室でのモデル事業の成功事例のように、全国的にもモデルになっていけるよう、沖縄県内で広めていけたらと願っています。</p> <p>また、南部地区だけでなく、特別支援学校は県内各地にあります。校区の中であっても非常に遠くから通っている子ども達は、寮に入って就学しないといけないという状況もあるようですので、ぜひ地元において地域の子と一緒に育つことができるように進めていただきたいと思います。</p> <p>分教室に来られる先生方、スタッフも、地域の人材として大いに貢献できるという双方向的なことがあると思います。</p> <p>特に、馬天小学校分教室で、県立の先生方がそれぞれの専門制を発揮して、地域の学校の中での特別支援教育推進に一役買っただけということ、整備計画の趣旨の中のひとつとしてのセンター的機能や、特別支援学校の今後の在り方にも関わってくるものですので、地元で県立学校が入っていき、交流を積極的に進めていけたらと非常に期待しています。</p>
県立学校教育課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先週、馬天小学校を訪問した際、センター的な役割と、分教室が入ることにより特別支援教育に対する知識等、馬天小学校側の機能も高まっていくのではないかと学校長から伺っております。</p> <p>これが県内で最初の試みですので、これを機に各自治体に呼びかけていきたいと考えています。</p>
委員長	<p>インクルーシブ教育システムの構築というのはとても重要だと思います。</p> <p>これから市町村、県立の学校に分教室の誘致をする場合に、インクルーシブ教育システム構築について、保護者の方々にもきちんと説明をしていただきたいと思います。</p>

	<p>障害がある子もない子と一緒に学べるということが、生きる力につながり、大人になって共生社会を作る基礎になると思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第3号「平成27年度に使用する教科用図書採択の基本方針について」義務教育課から説明をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>(議案第3号の説明)</p> <p>・「平成27年度に使用する教科用図書採択の基本方針について」</p>
委員長	<p>それでは、御質疑ございますか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>通知する内容は資料13頁に記載している事項全てですか。</p>
義務教育課長	13頁から15頁までが市町村に通知する内容となります。
照屋委員	<p>採択方法ですが、15頁「(2)採択方法について」のイに関して、小学校就学時におけるの一年生の教科書について、実態に応じたものを採択するというのですが、子ども達に応じて教科書を選んで入学時に配布するということでしょうか。</p> <p>実態に応じてということなので、検定教科書か文科省著作の教科書、または一般図書となると思いますが、小学校に入学した一年生の採択の方法を教えてください。</p>
義務教育課長	入ってくる子ども達については把握していますので、子ども達の実態に沿うように、面談等を行った上で決定することだと思います。
照屋委員	どの教科書を何冊なのか、文科省に届ける事務手続きはどうなっていますか。
県立学校教育課主任指導主事	特別支援学校に入ってくるお子さんについては、市町村からの報告があり、実態が分かっていますので、実態を把握した上で、検定教科書なのか、文部科学省の著作教科書なのかといったように、その子に合った教科書を学校の方で選ぶことになっております。
照屋委員	入学までに実態把握をされているということですか。
県立学校教育課主任指導主事	<p>はい、そうです。</p> <p>毎年子どもの実態は変化しますので、それに応じて毎年教科書を選んでおります。</p>
委員長	他にございませんか。

義務教育課長	竹富町が単独になりましたので、協議会ではなく採択のための委員会を竹富町の教育委員会の中に設けて採択することになりました。 県教育委員会からの指導助言である教科用図書を選定資料も策定済みです。
委員長	他にございませんか。 (しばし、間があり) 印象としては、基本方針なので大雑把な感じがします。13頁1(1)才等、「結果を慎重に検討・協議して」など、あまり踏み込んだものではない印象ですが、この基本方針に則って採択して下さい、というぐらいな位置づけででしょうか。
義務教育課長	はい、そうです。具体的には各採択地区協議会が決定します。
委員長	他にございませんか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次の議案は非公開案件となりますので、関係者以外のご退席願います。休憩します。 (関係者以外退室) (以下は非公開部分のため省略します)